(趣旨)

第1条 八王子市(以下「市」という。)における消費者教育について、参加者に意見又は助 言を求めるため、八王子市消費者教育推進会議(以下「会議」という。)を開催す ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

- 第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 市における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関すること
 - (2) 消費者教育推進計画の策定と改定、及び評価に関する事項
 - (3) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる 事項

(参加者)

- 第3条 会議は、参加者16人以内とし、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 八王子市消費生活審議会委員
 - (2) 八王子市立小・中学校長
 - (3) 八王子市教育委員会事務局学校教育部統括指導主事
 - (4) 八王子市市民部長
 - (5) 八王子市市民部消費生活センター所長
 - (6) 前各号に定める者のほか、市長が必要と認める者

(会議への参加期間)

第4条

会議への参加を依頼する期間は、2年以内とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置き、座長は会議を進行する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、消費生活センターにおいて行う。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。
- この要綱は、令和8年(2026年)3月31日限り、その効力を失う。